

○警備業の営業所等への立入検査に関する規程

昭和48年2月27日公安委員会規程第1号

改正

昭和58年9月公安委員会規程第1号
平成元年4月公安委員会規程第3号
平成6年10月公安委員会規程第3号
平成8年3月公安委員会規程第2号
平成17年11月公安委員会規程第5号
平成27年3月公安委員会規程第2号
平成31年2月公安委員会規程第1号
令和4年3月25日公安委員会規程第4号

警備業の営業所等への立入検査に関する規程を次のように定める。

警備業の営業所等への立入検査に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第47条の規定に基づき、警備業の営業所、基地局及び待機所（以下「営業所等」という。）に対して警察職員が行う立入検査に關し必要な事項を定めるものとする。

(立入検査の目的)

第2条 立入検査は、法に定める義務を履行させ、警備業務の適正な実施を図るために行うものとする。

(立入検査の種別及び基準)

第3条 立入検査は、定期立入検査及び臨時立入検査とする。

2 定期立入検査は、次により行うものとする。

- (1) 県下一斉立入検査 年1回以上
- (2) 警察署一斉立入検査 年2回以上

3 臨時立入検査は、次の各号に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 警備業者又は警備員に法令違反があったとき。
- (2) 新たに警備業の認定を受け、又は営業所等の届出がされたとき。
- (3) その他必要があると認めるとき。

(立入検査の実施者)

第4条 立入検査を行う警察職員は、次のとおりとする。

- (1) 警察本部 生活保安課員
 - (2) 警察署 生活安全課員、刑事生活安全課員その他警察署長が必要と認めて指定した者
- (事前の指示教養)

第5条 生活安全部生活保安課長又は警察署長（以下「所属長」という。）は、立入検査を行わせようとするときは、立入検査の実施者に対し、立入検査の実施事項、実施要領等を指示教養するものとする。

(遵守事項)

第6条 立入検査の実施にあたっては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 警備業者の営業の自由を尊重すること。
- (2) 警備業務の実施の適正を図るうえで直接必要のない事項にわたらないこと。

(報告)

第7条 立入検査をしたときは、その状況を速やかに所属長に報告しなければならない。

2 立入検査の結果、法第48条及び第49条の規定に該当すると認めるときは、速やかにその旨を所属長に書面報告しなければならない。

(所属長の措置)

第8条 前条の報告を受けた所属長は、その事案が法第48条及び第49条の規定に基づく措置を必要と認めるときは、資料を添えて速やかに警察本部長を経て公安委員会に上申しなければならない。

附 則

この規程は、昭和48年3月1日から施行する。

附 則（平成17年公安委員会規程第5号）

この規程は、平成17年11月21日から施行する。

附 則（平成27年3月20日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成27年3月20日から施行する。

附 則（平成31年公安委員会規程第1号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日公安委員会規程第4号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。